



農業委員会だより



■養鶏 「岡崎おうはん」 ■（字鶴野 小野養鶏場）



新たな体制で

七飯町農業委員会 会長

杉村 久悦

日頃より農業委員会の業務推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業委員会は今年の7月20日より新体制へと移行しております。今後も適正な農地行政に努め食糧・農業・農村を守り、その健全な発展に寄与して参ります。

父親の農業を継いで35年、農業委員として5期目を迎えた今、農業の状況は大きく変化しました。機械化が進み効率よく作業ができるようになりましたが、近年は後継者不足等が原因で、経営規模の縮小や離農が目立ち、耕作されていない農地も散見されます。ここ数年、そのような耕作放棄地を地域の担い手が借受けて、解消する事例も多くなってきましたが、今後とも改善・解消に向け、邁進していきたくと思っております。

皆さまもご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大で、私達の生活様式は一変しました。4月の緊急事態宣言に伴い、外出を控える動きが広がり、観光、航空、飲食店など甚大な打撃を受けました。それらの産業に比べると、農業は比較的影響は少ないと考えられますが、飲食店などの休業に伴い、高級食材等を中心に需要が減りました。特に高級牛肉・果実、花卉といった一部品目が大きな影響を受けております。現段階で、農業に大きな支障は出ておりませんが、今後とも新型コロナウイルス対策のガイドラインを踏まえ、各農業者や関係機関が危機感を持って対応していくことが大切だと考えております。

最後になりますが、「令和2年7月豪雨」で被害を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。また、新型コロナウイルスの一日も早い収束を願っております。命の源である食糧を作る農地を守るため微力ではありますが、農業委員・推進委員一丸となって地域農業発展に努めて参りたいと思っておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

農業委員会 総会開催予定

総会は、農業委員会が処理すべき事項を審議あるいは協議し決定する場で、通常月1回開催されます。

総会名	開催日	開催場所	許可申請等締切日	現況調査
第5回	令和2年10月26日(月)	農業委員会会議室	10月12日(月)	10月19日(月)
第6回	令和2年11月25日(水)	〃	11月11日(水)	11月18日(水)
第7回	令和2年12月21日(月)	〃	12月7日(月)	12月14日(月)
第8回	令和3年1月25日(月)	〃	1月8日(金)	1月18日(月)
第9回	令和3年2月24日(水)	〃	2月10日(水)	2月17日(水)
第10回	令和3年3月25日(木)	〃	3月11日(木)	3月18日(木)

※日程は都合により変更となる場合があります。
最新情報は農業委員会事務局（☎65-2519）までお問い合わせください。

農業委員会で 決まったことを お知らせします

第33回 令和2年2月25日

・令和2年1月14日及び2月3日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について
2件（可決）

・農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
2件（可決）

・農地法第4条の規定による許可申請について（農委許可）
1件（可決）

・農地法第5条の規定による許可申請について（農委許可）
1件（可決）

・農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
2件（可決）

・農用地利用集積計画の決定について（賃貸借） 5件（可決）

・土地の現況証明願について 5件（可決）

・農地移動適正化斡旋申出について 1件（可決）

・令和2年2月17日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について 1件（可決）

・農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転） 1件（可決）

・農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借） 3件（可決）

・農地法第3条の規定による許可

申請について（使用貸借） 1件（可決）

・農地法第4条の規定による許可申請について（農委許可） 1件（可決）

・農用地利用集積計画の決定について（所有権移転） 3件（可決）

・農用地利用集積計画の決定について（賃貸借） 8件（可決）

・農地移動適正化斡旋申出について 1件（可決）

・土地の現況証明願について 1件（可決）

・農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転） 1件（可決）

・農用地利用集積計画の決定について（所有権移転） 3件（可決）

・農用地利用集積計画の決定について（賃貸借） 12件（可決）

・土地の現況証明願について 7件（可決）

・農地移動適正化斡旋申出について 1件（可決）

・令和2年5月25日

・農地法第4条の規定による許可申請について（農委許可） 1件（可決）

第37回 令和2年6月25日

・農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転） 1件（可決）

・農用地利用集積計画の決定について（賃貸借） 11件（可決）

・土地の現況証明願について 3件（可決）

・農地移動適正化斡旋申出について 1件（可決）

・農地移動適正化斡旋申出について 1件（可決）

・農地移動適正化斡旋申出について 1件（可決）

・令和2年8月26日

・令和2年8月5日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について 1件（可決）

・農地法第4条の規定による許可申請について（農委許可） 2件（可決）

・農用地利用集積計画の決定について（所有権移転） 1件（可決）

・農地移動適正化斡旋申出について 1件（可決）

・令和2年7月20日

・改選後の初回総会）
会長との互選について 杉村 久悦（新任）
池田 泰久（新任）

お願いです！

農地の保全管理について

近年は、突発的な集中豪雨などが増えておりますが、農地からの土砂流出による事故等の発生に備え、農家の皆さんは次のことに留意願います。

- 傾斜地のある畑では、横うね耕作や下側に素掘りを掘るなど、直接道路などへ土が流出しないよう努めましょう。
 - 道路境界近くまで作付けし、豪雨時には道路に土砂が流出している畑が見えられますので、適正な管理に努めましょう。
 - 長い畑では、適当なところで水切りを行いましょ。
 - 用排水路の泥上げやゴミ等の取り除きについても適時適切に行いましょう。
- ※管理責任等に過失や瑕疵等があると、賠償請求等が要求されることがあります。以上の点について十分留意のうえ、適正な農地管理をお願いします。

全国農業新聞の購読について (お知らせ)

～毎週金曜日にお届けします
暮らしと経営に生きる情報～
全国農業新聞は、農業者の公的機関である農業委員会系統組織が発行する「週刊」農業総合専門誌です。



◆毎週金曜 発行
◆購読料は
月額700円
(年間8,400円)

※購読の申込み手続きなど、詳しくは農業委員会事務局（電話 65-2519）までお気軽にお問い合わせください。

渡島地方農業委員会 連合会令和2年度 北海道選出国會議員 要請書提出

令和2年5月26日

渡島地方農業委員連合会長らは5月26日付で、北海道選出国會議員31名へ、要請書を送付しました。

この活動は、毎年度行われており、連合会が各渡島管内市町の要請を取りまとめ、昨年度は、連合会長らが地元選出国會議員3名を直接訪問し、手交しておりましたが、今年度は新型コロナウイルスの影響により、上京することが叶わなかったため、北海道選出国會議員31名に要請書を郵送により提出しております。

七飯町では、担い手（新規就農希望者）対策の強化や、国際貿易協定（TPP11）による農業分野への影響緩和対策など6項目についての要請書を提出しました。



「農地パトロール」 の実施！

（農地利用状況調査）

令和2年8月3日～6日

町内一円

本年度も8月をパトロール月間に設定し、遊休農地や農地の違反転用の実態を更に詳しく把握するため、農地の利用状況を確認しました。



◆農地は貴重な資源です。

農業者の高齢化や担い手不足などにより、耕作されない農地は今後とも増える見込まれています。

耕作されない農地（遊休農地）

が増えしまうと、病害虫の発生に伴う周辺農地への悪影響、景観や生活環境の悪化など深刻な問題にも繋がります。

農地所有者の方は、責任を持ち草刈りなどの管理を行い、他の方々に迷惑をかけないように心がけましょう。

農業委員会では、農地の効率的利用と遊休化解消を図るため、年一回農地の「利用状況調査」を実施しています。この調査で、遊休農地や違反転用地の所在等を確認しています。

今後とも適正な農地利用のお願いや指導などに取り組んでいきます。また、利用状況調査の結果、耕作されていないように見受けられた農地の所有者に対しては、「利用意向調査」を行い（毎年11月末までに文章で発送）、今後の利用意向について、確認していきますので、農地所有者皆様のご理解・ご協力をお願い致します。



遊休農地とは

農地法で定義されている用語で、次のいずれかに該当するものです。

- 現在、耕作目的で利用されておらず、今後も利用される見込みがない農地
- 農業上の利用が、その周辺地域の農地利用に比べて著しく劣ると判断できる農地

渡島女性農業委員の 会（ぷらう）研修会

令和2年8月19日

文化センター

8月19日に渡島女性農業委員の会（ぷらう）の研修会が開催され、女性農業委員2名が出席しました。講師は（公財）北海道農業公社担い手支援部就農相談課の増子氏に新規参入者の受け入れ、親元就農や第三者継承等の事例、課題と対策についてご講演をいただき、担い手の状況や各市町村での取り組みについて学ぶことができました。よい研修となりました。



農地は一度耕作をやめ数年経てば、原形が分からないうちに荒れてしまいます。

所有農地を耕作・管理できない場合には、あっせん申出や機構の活用等、他の農業者との売買や貸借をマッチングさせる方法がありますので、農業委員会事務局までご相談下さい。

あっせん情報

■貸したい

・桜町 (畑) 1件
・緑町 (畑) 1件
・大中山 (畑) 2件
・豊田 (畑) 3件
・鶴野 (田) 5件
・仁山 (田) 2件

■売りたい

・桜町 (田) 4件
・鳴川 (畑) 1件
・緑町 (畑) 4件
・飯田町 (田) 1件
・大中山 (畑) 16件
・大川 (畑) 5件
・中野 (田) 2件
・中島 (田) 2件
・豊田 (畑) 2件
・鶴野 (畑) 3件
・藤城 (畑) 8件
・峠下 (畑) 2件
・仁山 (田) 5件

■借りたい

(畑) 2件
(田) 9件
(畑) 3件

■買いたい

(畑) 2件

農地所有適格法人のみならず

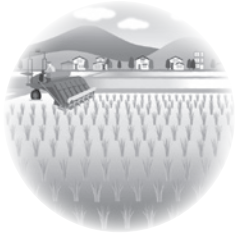
「農地所有適格法人報告書」の提出をお願いします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定により、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に、農業の状況を記した「農地所有適格法人報告書」を農地の所在する全ての農業委員会に提出しなければならぬ義務があります（複数の市町村の農地を使用している場合には、その全ての市町村へ提出することになります）。

例えば決算期が12月末の場合には、3月末までに提出しなければなりません。

農地法では、農地所有適格法人以外の法人の原則農地の所有を認めておらず、報告書が未提出の場合、農地所有適格法人としての資格確認ができません。

また、事業状況を把握することができないため、農地台帳の整備や営業証明などの発行事務に支障がありますので、期限内の報告をお願いします。



新任農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

このほど、七飯町農業委員の任期満了に伴い、町長より14名の農業委員が任命され、農業委員会会長より6名の七飯町農地利用最適化推進委員が委嘱されました。（町広報8月号掲載）

【新任農業委員】



松田 永
（東大沼）

この度、農業委員に任命されました。平成29年7月より農地利用最適化推進委員を3年間務めさせて頂き、その経験が少しでも活かしていければと思っております。

地域における農地の重要性、有効利用の必要性を痛感しており、未来の担い手のために優良農地を守っていくことが重要だと考えております。

先輩委員の方々や農業者の皆様からのご指導を頂き、微力ではありますが地域農業発展のために努力してまいりますので、よろしくお願い致します。



千島 武
（大中山）

この度、大中山地域の皆様からの推薦を賜り、農業委員に任命され身の引き締まる思いであります。私は、まだ若く大変微力ではありますが、諸先輩の方々や各関係機関の皆様方のご指導を頂き、任期を精一杯努めていきたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願い致します。

【新農地利用最適化推進委員】



庭田 雅他
（上軍川）

この度、農地利用最適化推進委員に委嘱されました。推進委員がどのような役割を担うのかまだわからない部分もありますが、先輩委員さんを始め、農業者の皆さんの意見を頂きながら、七飯町農業発展のために努力してまいります。どうぞよろしくお願い致します。

長い間農地行政推進に御尽力賜りありがとうございました。

この度の農業委員改選により、2名の委員の方がご勇退されました。

長期にわたり委員として諸活動の発展に寄与されました。本町農地行政並びに農業振興の推進に多大なる御尽力を賜り深く感謝とお礼を申し上げます。

ご勇退された農業委員

- ・久保田 隆博 氏（上軍川） 10期30年 前会長
- ・芦野 茂 氏（大中山） 4期12年

6つのポイント 農業者年金

1. 農業者なら広く加入できる
2. 積立方式・確定拠出型で安定した年金財政
3. 保険料の国庫補助あり
4. 保険料は自分で選べ、いつでも見直しができる
5. 社会保険料控除など税制面での優遇措置
6. 終身年金（早く亡くなっても80歳までの分は保証付き）



詳しくは 農業委員会・JA新はこだて 七飯基幹支店までどうぞ

編集後記

7月の豪雨により、農業被害を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

ご勇退された2名の委員の方に つきましては、長い間の委員活動大変おつかれさまでした。

7月20日より新委員2名、新推進委員1名が加わり、第24期として新体制でスタートしています。

農地行政の推進に寄与していただきと思っておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い致します。

編集委員

- 平野 博章
- 宮田 学
- 小澤 大栄
- 宮本 猛

★編集・発行
七飯町農業委員会
事務局（役場内）

〒041-1192
七飯町本町6丁目1-1
☎65-2519（直通）
FaX65-9280